

8.技術移転

1980 年代半ばまでの地球的環境条約とそれ以降の地球的環境条約とは、環境と開発のリンクエージという点で、内容が決定的に異なる。即ち、1980 年代半ばまでの地球的環境条約の内容は、環境保全そのものについての技術的なものであったが、それ以降の地球的環境条約では、国連総会の主催またはその強い影響の下での作成交渉が行われ、1960 年代からの国連における南北交渉による開発問題の諸課題、特に、自然資源に対する開発途上国の主権、開発途上国に対する資金的支援、技術移転、開発途上国に不利な国際貿易体制等の古くからの課題、また、後発途上国に対する支援の重要性、アフリカに対する支援、内陸国等の経済上不利な条件にある国等の中頃からの課題、更に、女性の役割、NGO の役割等の比較的新しい課題が盛り込まれた。これは、それぞれの条約の前文だけで比較しても明白である(表 8.1)。

そのようにして、上に述べたように、砂漠化対処条約においても、資金問題は非常に大きな問題であった。しかしながら、先進国から途上国への技術の移転が主要課題になりやすい生物多様性条約や気候条約の場合と異なり、砂漠化条約の場合は、技術移転等のその他の課題は、前文や原則には盛り込まれて、いるものの、具体的な措置等の規定は行われず、一般的な規定にとどまっている。

表 8.1. 1980 年代半ばまでの環境条約と 1990 年代終わり以降の環境条約との内容の違い: 前文

ラムサール条約 (1971 年)	ワシントン条約 (1973 年)	ボン条約 (1979 年)	オゾン層保護条約 (1985 年)	生物多様性条約 (1992 年)	気候条約 (1992 年)	砂漠化条約 (1994 年)
人間と環境の相互依存 湿地の生態学的機能 湿地の様々な価値 湿地に対する脅威 渡りをする水鳥の国際的 価値 湿地とその動植物の保全 のための国際的行動調整 の必要性	動植物は現在と将来の世 代のために保護すべき地 球の自然の一部 動植物の多様な価値 動植物の保護者としての 人々と国家 動植物の保護のために国 際取引を通じた保護のた めの国際協力が不可欠 そのために措置を取るべき緊急性	野生動物は人類のために 保全すべき地球の自然の 系の一部 次の世代のために地球の 資源を保全すべき各世代 の義務 野生動物の多様な価値 国境を越える野生動物への 関心 国家は国境を越える野生 動物の保護者 野生動物の保全のために 全ての国内の調整された 行動が必要 人間環境会議勧告 ³²	オゾン層改変による健康 と環境への影響の可能性 自国の環境政策に従った 資源開発の主権及び国境 を超えて環境を悪化させ ない国家の義務に関する 人間環境宣言原則 ²¹ <u>開発途上国状況と特別 の必要</u> オゾン層行動計画の進捗 オゾン層保護のために既 にとられた予防的措置 A 国際協力の必要性、科 学技術に基づくべきこと 更なる調査と観測の必要 人間の健康と環境の保護 の決意	生物多様性の価値 生物圏のシステムの維持 のための生物多様性の重 要性 生物多様性保全は人類共 通の関心事項 <u>自国の生物資源に対する 国家の主権</u> 生物資源の持続可能な使 用に関する国家の責任 人間の行為による生物多 様性の大幅な低下 生物多様性に関する情報 の不足 生物多様性低下の原因へ の対処の必要 科学的除法の不足を措置 の延期の理由にしてはな らないこと 生物多様性保全は自然の 中での実施が基本 自然の外での保全にも重 要性 コミュニティー及びその 伝統的知識と生物多様性 保全 <u>生物多様性の持続的利用 における女性の役割</u> 国家、政府間機関、非政 府の国際的、地域的、地	気候の変化とその影響は 人類共通の関心事 人間の活動が温室効果ガ スを増加させていること、 それによる地球の温 暖化と生態系と人間への 悪影響を懸念 現在までの温 暖化効果ガ スの排出は主に先進国に 起因すること、途上国 のシェアが増加すること 陸上・海中生態系のシ ンク等としての役割 気候変化予測の不確実性 共通であるが差異のある 責任と能力及び社会・經 済条件に応じた全ての國 の協力・参加の必要性 人間環境宣言の関係規定 <u>自国の環境政策に従った 資源開発の主権及び国境 を超えて環境を悪化させ ない国家の義務</u> <u>気候変化への対応のため の国際協力における国家 の主権の原則の再確認</u> 国家が効果的環境立法を 行うべきこと、 <u>一部の國 の基準が途上国に対し不 当な経済・社会的コスト になり得ること</u> 気候問題に関する国連総	砂漠化への対処における 関心の中心は人間 砂漠化の悪影響について の国際社会の緊急の懸念 乾燥地等は地球の陸地の 相当部分を占め、多くの 人口の生活の場 砂漠化は地球的問題 砂漠化は、途上国、特に 後発途上国に集中。特に アフリカで悲劇 砂漠化は物理、生物、政 治、社会、文化、経済等 の複合的要因による <u>貿易と国際経済が途上國 の砂漠化対処能力に及ぼ しているインパクト</u> 持続可能な成長と貧困撲 滅は砂漠化の影響を受 けている途上国、特にアフ リカの途上国優先課題 貧困、不健康、栄養不足、 食糧不安、移住、人口変 化等との相互関係を通 じ、砂漠化は持続可能な 発展に影響 砂漠化対処行動計画の実 施による各国、国際機関 の努力と経験 これまでの進展は不十分 であり、持続可能な開 発の枠組みにおける更なる

			<p>球的協力の重要性</p> <p><u>新規かつ追加的な資金の提供及び技術へのアクセス</u></p> <p><u>新規かつ追加的資金の提供及び技術へのアクセスを含む途上国が必要に対する特別の規定の必要性</u></p> <p><u>後発途上国及び小島嶼国の特別の状況</u></p> <p><u>生物多様性保全のための相当規模の投資の必要性</u></p> <p><u>経済・社会開発と貧困撲滅が途上国的第一の優先課題</u></p> <p><u>生物多様性の保全は食糧確保等に不可欠であり、かつ、そのためには遺伝子資源と技術のアクセス・共有が不可欠</u></p> <p>生物多様性の保全・利用は国家間の友好を強化</p> <p>既存の生物多様性保全の国際的取り決めの向上と補完を希望</p> <p>現在と将来の世代のために生物多様性の保全と持続可能な利用を決意</p>	<p>会議</p> <p>海面上昇が島嶼・海岸に及ぼし得る悪影響に関する国連総会決議、砂漠化対処行動計画に関する1989年の総会決議</p> <p>オゾン層保護条約及びモントリオール議定書</p> <p>第2回世界気候会議の閣僚宣言</p> <p>科学研究の結果の交換と研究の調整に対する各國、国際機関等による作業の寄与</p> <p>科学的、技術的、経済的検討等の必要性</p> <p>気候変化への対処は、経済上も必要かつ他の環境問題の解決にも役立つ</p> <p>先進国が直ちに行動する必要</p> <p>小島嶼国、洪水被害を受けやすい国、干ばつ・砂漠化を受けやすい国、脆弱な山岳生態系を持つ途上国が特に気候変化の悪影響を受けやすいこと</p> <p>温室効果ガスに対する措置の結果、化石燃料の生産、使用等に依存する国、特に途上国が受ける特別の困難</p> <p>経済成長、貧困撲滅という途上国の正当な優先課題</p>	<p>アプローチが必要</p> <p>アジェンダ21の有効性</p> <p>アジェンダ21第33章21 パラにある先進国コミットメント*の再確認</p> <p>国連総会の関係決議、特にアフリカに対する優先</p> <p>自国の環境政策に従った資源開発の主権及び国境を超えて環境を悪化させない国家の義務に関するリオ宣言原則2</p> <p>各国中央政府の不可欠な役割と各現場における行動計画実施の重要性</p> <p>国際協力とパートナーシップの重要性</p> <p>新規かつ追加的なものを含む相当規模の資金の供与と技術へのアクセスなしには、途上国、特にアフリカの途上国にとって、この条約の完全実施は困難</p> <p>中央アジアとトランスクーラサス諸国に対する砂漠化のインパクト</p> <p>女性の重要な役割と男女の完全な参加</p> <p>NGO等の特別な役割</p> <p>砂漠化とその他の地球的規模の環境問題との関係</p> <p>砂漠化への対処は気候条</p>
--	--	--	---	---	---

* 33.21. Developed countries and others in a position to do so should make initial financial commitments to give effect to the decisions of the Conference.

					<p>題を完全に考慮した気候変化への対応と社会・経済開発との調整</p> <p>全ての国、特に途上国が、資金へのアクセスを必要とし、また、成長のためにそのエネルギー使用が増加すること</p> <p>現在と将来の世代のために気候システムを保護することを決意</p>	<p>約、生物多様性条約等の目的の達成に寄与</p> <p>観測、科学的知識、それらの評価の必要性</p> <p>各国の計画の実施のための国際協力の調整の改善の必要</p> <p>現在と将来の世代のために行動をとることを決意</p>
--	--	--	--	--	---	--